

足立区議会傍聴規則

(昭和42年3月10日区議会議決)
改正 平成3年9月24日区議会規則第2号
平成8年9月19日区議会規則第2号
平成11年7月30日区議会規則第1号
平成12年3月31日区議会規則第2号
平成15年6月3日区議会規則第1号
平成19年3月15日区議会規則第2号
平成19年7月10日区議会規則第3号
平成25年11月5日区議会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の種別は、議員紹介傍聴券（別記第1号様式）と一般傍聴券（別記第2号様式）とする。

- 議員紹介傍聴券は議員から交付し、一般傍聴券は会議当日に所定の時間までに手続きを行った者の中から抽選により交付する。ただし、一般傍聴券については、一般席の定員から議員紹介分を除いた数に満たない場合は先着順に交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証)

第5条 傍聴証は、報道関係者及び足立区職員で、議長が特に必要と認める者に交付する。

2 傍聴証の種別、交付の基準等必要な事項は別に定める。

(傍聴券への記入)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第7条 傍聴券又は傍聴証の交付を受けた者が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

第8条 傍聴人は係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第9条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。傍聴券の交付を受けた者が傍聴をとりやめたときも、同様とする。

(傍聴人の定員)

第10条 傍聴人の定員は、一般席84人、報道関係者席20人とする。ただし、議長が必要と認めたときは、10人を限度として、一般席を報道関係者席に、又は報道関係者席を一般席に、それぞれ振り替えることができる。

2 車椅子を利用する傍聴人がある場合は、その定員を4人とし、車椅子を利用する傍聴人1人につき1人を前項の一般席の定員から減ずる。

3 傍聴人が前2項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証を所持する者でも入場できないことがある。

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、議場にはいることができない。

(傍聴の禁止)

第12条 次に該当する者は、傍聴席にはいることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、かさの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の制限)

第14条 傍聴しようとする者が傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、別記第3号様式によりあらかじめ議長に申請しなければならない。

- 2 議長は、傍聴しようとする者から前項の申請があったときは、申請に対する許否を決定し、別記第4号様式により申請人あて通知する。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(秘密会の場合の退場)

第16条 議長が会議を秘密会とすることを宣告したときは、傍聴人は、係員の指示に従い、すみやかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は議長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都足立区議会傍聴人取締規則（昭和22年7月10日区議会議決）は廃止する。

付 則（平成3年9月24日区議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年9月19日区議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年7月30日区議会規則第1号）

この規則は、平成11年第3回東京都足立区議会定例会招集日より施行する。

付 則（平成12年3月31日区議会規則第2号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の規定により調製された帳票等で現に残存するものについては、なおこれを使用することができる。

付 則（平成15年6月3日区議会規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月15日区議会規則第2号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年7月10日区議会規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年11月5日区議会規則第2号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表第1から2号様式 省略

(別記第3号様式)

年 月 日

足立区議会議長 様

(申請者住所)

(氏 名)

(社 名)

(電話番号)

足立区議会本会議撮影(録音)申請書

足立区議会本会議を、下記により撮影(録音)したいので申請します。

記

- 1 撮影(録音)希望日 年 月 日(曜日)
- 2 撮影(録音)に使用する機器
録音機 写真機 動画撮影用カメラ

《報道関係者が取材を行う場合は、次の事項についてもご記入ください。》

- 1) 取材にあたる人数
- 2) 取材の内容、構成等
- 3) 番組放映時の企画構成等、基本的な考え方
- 4) 番組放映予定日時・番組名等
- 5) パソコン・タブレット等電子機器使用の有無
- 6) その他参考事項

(別記第4号様式)

本会議の撮影(録音)に関する通知書

(申請者住所)

(氏 名) _____ 様

(社 名) _____

年 月 日付で申請のあった、年 月 日に開会される足立区議会第 回定例会(臨時会)本会議の撮影(録音)について、下記のとおり通知します。

記

1 申請については、[次の条件を付して許可][不許可]とします。

(許可条件)

許可内容

[録音]

[写真撮影(静止画)]

[動画撮影用カメラによる撮影・録音]

一般的な許可条件

ア 撮影にあたって、照明器具は使用しないこと。

イ 他の傍聴人に迷惑の及ばないように十分留意すること。

報道関係者に対し付加する許可条件

ア 撮影ならびに報道にあたっては公正公平にかつ客観的に行うこと。

イ 取材は、議場傍聴席内の報道関係者席で行うこと。

ただし、他の傍聴人の傍聴に支障がある場合は、傍聴席後方で行うこと。

ウ パソコン・タブレット等電子機器を使用する場合は、電源を自ら確保し、他の傍聴人に迷惑の及ばないように十分留意すること。

年 月 日

足立区議会議長

